

大田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月24日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第11号

大田市財務規則の一部を改正する規則

大田市財務規則（平成17年大田市規則第44号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 債権（第186条―第198条）を「第3節 削除」に改める。

第31条第3項中「20日以内」の次に「（これにより難い場合は、別に定める日まで）」を加える。

第42条及び第43条を次のように改める。

第42条及び第43条 削除

第45条第1項中「その徴収の権利が消滅している」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法令等の規定に基づき債権が消滅したとき。
- (2) 時効の完成により債権が消滅したとき。
- (3) 債権を放棄したとき。
- (4) 行政処分により債権が消滅したとき。
- (5) 契約等により債権が消滅したとき。

第45条第2項を削り、同条第3項中「不納欠損命令を発」を「通知」に改め、同項を同条第2項とする。

第10章第3節を次のように改める。

第3節 削除

第186条から第198条まで 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。